

「京都再エネクラブ」クレジット販売要領

制定 令和5年12月19日

改正 令和6年10月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市が実施する「住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業」における取組の一つである「京都再エネクラブ」において、J-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジットを、購入を希望する者（以下、「購入希望者」という。）に販売することに関し必要な事項を定めるものとする。手続きは、「京都再エネクラブ」の運営及び管理を行う京都市環境保全活動推進協会（以下、「協会」という。）が行う。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) J-クレジット制度 「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要綱」（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）及びこれに付随する諸規定等（J-クレジット制度認証委員会が制定するものを含む。）に基づき、省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組みによる、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度をいう。
- (2) クレジット J-クレジット制度の認証基準に基づき、J-クレジット認証委員会により、認証及び発行された二酸化炭素の削減量をいう。
- (3) J-クレジット制度登録簿 J-クレジット制度に基づいて温室効果ガスの排出削減・吸収量を認証し、発行されるクレジットの保有、移転、無効化等を記録するためのシステムをいう。
- (4) 保有口座 J-クレジット登録簿において、クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、クレジットを保有するための口座をいう。
- (5) 移転 J-クレジット登録簿上でクレジットの保有者を変更することをいう。
- (6) 無効化 J-クレジット登録簿上でJ-クレジット保有者がJ-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることをいう。

(購入希望者の募集)

第3条 購入希望者の募集は、協会ホームページや京都市情報館等で行う。

2 クレジットの販売は、協会が保有する数量の範囲内で、期間を定めて行うものとし、協会ホームページや京都市情報館等に募集期間及び販売数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第4条 購入希望者は、申込書類（様式第1号）を持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法を用いて、協会に提出するものとする。

2 申込みの資格を有する者は、次のいずれの要件にも該当しない法人に限る。

- (1) 法令又は公序良俗に反する者
- (2) 暴力団又は暴力団の統制下にある者
- (3) 転売を目的とする者。ただし、転売後速やかに当該実績を報告することができる場合を除く。

(4) その他、クレジットの販売先として適切でないと思われる者

3 協会は、本条第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対して、クレジットの販売に必要な範囲内において資料の提出を求めることができる。

(購入者及び購入量の決定)

第5条 前条の規定による申込みにおける購入希望量の総量が、協会保有のクレジット数量の範囲内であった場合、協会は、申込内容のとおり、購入者及び購入量を決定する。

2 前条の規定による申込みにおける購入希望量の総量が、協会保有のクレジット数量を上回った場合、協会は、別表に規定する「評価基準」により、申込みの内容を審査し、評価点が高いものから順に購入候補者を決定する。なお、同点の場合は、別表に掲げる評価項目「地産地消」の配点が高い者を上位とする。

3 協会は、前項により決定した上位の購入候補者から順に、購入希望量をもとに、協会保有のクレジット数量の範囲内で、購入量を調整し決定する。

4 協会は、本条第1項から第3項の規定により決定した各購入者の購入量を各購入者に書面で通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 前条の規定により決定した購入者は、協会と契約書を作成し、売買契約を締結する。

(代金の納付)

第7条 購入者は、クレジットの売買代金を、協会が指定する期日までに、協会からの請求により納入するものとする。

(クレジットの移転)

第8条 協会は、購入者からの売買代金の納入を確認後、J-クレジット登録簿の操作により、協会の保有口座から購入者が指定する保有口座へ、クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 協会は、購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、購入者からの売買代金の納入を確認後、J-クレジット登録簿の操作により、代理でクレジットの無効化を行うものとする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会及び購入希望者又は購入者の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については協会が定める。

附 則

この要項は、令和5年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月15日から施行する。

「京都再エネクラブ」クレジット購入申込書

クレジットの 購入希望者 (契約者)	法人名称				
	代表者名				
	所在地				
	電話番号				
	連絡先 (担当者)	所属・氏名			
		電話番号			
		電子メール			
※ 別途、購入希望者の概要（設立年月日、資本金、従業員数、事業概要）がわかる資料（URLも可）を提出してください。					
クレジットの 購入希望量及び購入目的	（京都市内で使用）		（京都市外で使用）		
	トン-CO ₂		トン-CO ₂		
	使用者		使用者		
	使用内容		使用内容		
	使用時期		使用時期		
※1 販売数量は、1トン-CO ₂ 単位（整数）で、最大456トン-CO ₂ です。 ※2 使用（オフセット）する施設・イベント等の概要がわかる資料（URLも可）を別途提出してください。 ※3 使用場所（京都市内／京都市外）が未定のクレジットについては、京都市外の欄に記載してください（京都市外で使用することを前提に評価します）。 ※4 使用者等が決まっていない場合は「未定」と記載してください。その場合、決定次第、速やかにその内容を報告してください（クレジット購入後でも可）。					
クレジットの 購入希望単価	円／トン-CO ₂ （税込）				
※ 販売単価は、3,500円／トン-CO ₂ 以上です。					
クレジット管理口座 の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
市による公表やPR に関する希望	<input type="checkbox"/> 氏名・社名等の固有名詞の公表を希望します。 <input type="checkbox"/> 氏名・社名等の固有名詞の公表を希望しません。				
申込資格	<input type="checkbox"/> 「京都再エネクラブ」クレジット販売要領第4条第2項に該当しません。 ※ 申込資格を有しない場合、購入できません。				
その他備考					

別表（第5条関係）

評価基準

評価項目	評価基準	配点
購入単価	(応募者の見積金額) / (応募者中の最高見積金額)	50
地産地消	本社が京都市内にあるか。	50
	事業所が京都市内にあるか。	
	クレジットを京都市内で使用（オフセット）するか。	

※ 合計得点が同点の場合は、地産地消の得点が高い者から順に決定する。